平成２４年（フ）第２７８号
奈良県橿原市新口町106番地の３　ヴォーヌ・ノイ202号
債務者　奥　　宏樹
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５３７号
埼玉県八潮市大字伊勢野99番地１　サンライズＢ棟201号
債務者　中村　喜茂
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
埼玉県吉川市吉川２丁目３番地23　ハイムドゥライ101号
債務者　石塚　敏男
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５９７号
埼玉県春日部市増富405番地12
債務者　高橋　光紀
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６０８号
埼玉県草加市瀬崎７丁目４番１―301号
債務者　関　　光浩
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６１０号
埼玉県三郷市彦成３丁目12番11―406号
債務者　秋山　美香
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６１１号
埼玉県八潮市大字伊草423番地１　若草ハイツ第１荘103、旧住所埼玉県八潮市大字伊草426番地１
債務者　古橋　智子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６１５号
埼玉県三郷市早稲田７丁目９番地３号棟102号
債務者　若林　光弘
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６６８号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地１―412
債務者　高橋康政こと　鈴木　康政
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７０２号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1349番地60
債務者　手塚　義夫
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７４３号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目３番２―402号　グリーンタウン松ヶ丘第二
債務者　菅野　壽子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７４９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目６番34号　ハイツ鶴ケ舞302、前住所埼玉県ふじみ野市ふじみ野２丁目２番10―201号
債務者　三浦　悦子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７６号
埼玉県東松山市沢口町10番地５　セゾン松原Ｂ102
債務者　松本かすみ
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７１５号
東京都足立区江北１丁目20番３号　ＹＣ西新井中央306、申立時の住民票上の住所東京都大田区萩中２丁目16番15号　第２増栄ビル104
債務者　佐々木俊和
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００１号
千葉市若葉区千城台南４丁目２番１号　アーバン・ヒルズ21―403号
債務者　湯澤　正完
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１００２号
千葉市若葉区千城台南４丁目２番１号　アーバン・ヒルズ21―403号
債務者　湯澤　紀美
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４４号
千葉県習志野市谷津３丁目１番27―204号
債務者　川原　隆司
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係